

出席停止・出席許可証明書

年 組 番・生徒氏名

学校において予防すべき感染症

◆第1種◆ (出席停止期間・・・治癒するまで)

- エボラ出血熱 □クリミア・コンゴ出血熱 □痘そう □南米出血熱 □ペスト
□マールブルグ病 □ラッサ熱 □急性灰白髄炎 □ジフテリア
□重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)
□鳥インフルエンザ(病原体が H5N1であるものに限る) □()

* 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第1種とみなす。

◆第2種◆ (出席停止期間・・・疾病別に以下の期間)

- インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
□ 百日咳 特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
□ 麻疹(はしか) 解熱後3日を経過するまで
□ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
□ 風しん(三日はしか) 発疹が消失するまで
□ 水痘 すべての発疹が痂皮化するまで
□ 咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで
□ 結核 病状により医師から感染のおそれがないと認めるまで
□ 髄膜炎菌性髄膜炎 病状により医師から感染のおそれがないと認めるまで

*ただし、医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない

◆第3種◆ (出席停止期間・・・病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで)

- コレラ □細菌性赤痢 □腸管出血性大腸菌感染症 □腸チフス □パラチフス
□流行性角結膜炎 □急性出血性結膜炎 □その他の感染症()

(学校保健安全法施行規則第18条および第19条による)

☑の感染症(疑いを含む)により 令和 年 月 日から出席を停止します

令和 年 月 日から出席を許可します

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印

※インフルエンザのみ保護者の記入可。その場合、処方箋説明書(本人名とインフルエンザ治療薬名必須)の写を添付してください。
記入日 令和 年 月 日
保護者名 印